

## 労働者協同組合法(仮称)の現局面と展望

「労働者協同組合法案(仮称)」の国会上程に向けた準備が、いよいよ最終段階に入っている。今通常国会では、残念ながら法案提出には至らなかったが、「与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム」でまとめられた法案骨子の内容について大きな争点は残されていないということだ。ただし、各関係省庁との調整や各党各会派の協力を得るための合意形成作業が必要であり、なにより本則137条(附則24条)という大規模な法律になるため、法文を書き上げるのにそれなりの時間を要するということである。

こうした現状を踏まえて、本特集は「労働者協同組合法(仮称)の現局面と展望」をテーマとし、法案骨子の内容について解説をおこなうとともに、法制定運動の進捗状況を現時点で可能な限りお伝えしたいと思う。

協同総研は、5月18日に研究会「労働者協同組合法案(仮称)の仕組みについて」を開催した。本特集ではまず、この研究会の2つの報告を紹介する。それぞれ、その後の情勢や当日の議論を踏まえて加筆いただいた。山本幸司氏(日本労協連副理事長)からは「法制化運動の取組みの経過と到達点等」についてご報告いただいた。法制化運動の経緯だけでなく、労働運動に長くかかわってきた立場から法制化の意味と価値について述べられている。島村博氏(協同総研前理事長)からは「労働者協同組合法案(仮称)骨子」について解説いただいた。最後に、「組合員の労働者性」の問題についてこれまでの議論を整理し、「行政庁による監督」についての課題を指摘されている。

加えて、法制化の実現を目前に控えて、3人の方から寄稿(インタビュー)いただいた。小白井加代子氏(センター事業団北関東事業本部長)からは、2008年から11年間にわたり法制化運動を続けてきた「市民会議とちぎ」の取り組みをご紹介いただいた。塩川洋氏(センター事業団あおばケアサービス所長)には、現場では法制化をどのように考え、どのような期待を持っているのか、相良事務局長がインタビューした。多木誠一郎氏(小樽商科大教授)には、研究者の立場から労協法成立への期待と法案骨子を読んでその特徴について書いていただいた。

秋の臨時国会ではいよいよ国会への法案提出が期待される。その日に備えて、協同総研としてもさらに研究活動を深めていきたいと考える。

利根川 徳(協同総合研究所 専務理事)

# 労働者協同組合法案(仮称)骨子

平成30年12月20日  
与党協同労働の法制化に関するワーキングチーム

## 第一 総則

### 一 目的

この法律は、労働者等が自発的に協同して労働し、事業を行うことにより、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労し、充実した職業生活を営むことが可能となることに鑑み、これらの者が出資し、事業を運営し、及びその事業に従事する組織について定め、多様な就労の機会を創出することにより、地域において多様な需要に応じて事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

## 二 組合基準

労働者協同組合(以下「組合」という。)は、次に掲げる要件を備えなければならない。

(1) 組合員資格は、次のいずれかに該当する者であること。

① 組合の事業に従事する者

② 組合の事業に従事しようとする者のうち、組合が認めた者

(2) 組合の総組合員の5分の4以上の数の組合員は、組合の行う事業に従事していること。

(3) 組合の行う事業に従事する者の4分の3以上は、組合員であること。

(4) 組合員(監事である組合員を除く。)は、組合の事業に従事するに当たっては、組合と労働契約(=雇用契約)を締結すること。ただし、理事は労働契約を締結しないことができること。

(5) 組合の総組合員の過半数が、組合と労働契約を締結していること。

(6) 組合員は、組合への加入に際し出資をすること。

(7) 組合員は、任意に脱退することができ、組合は、脱退組合員に対し、払い込まれた出資額を限度として払い戻しを行うこと。

(8) 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。

(9) 毎事業年度の剰余金は、これを準備金及び就労創出等積立金として積み立て、並

びに教育繰越金として翌事業年度に繰り越すこと。

(10) 剰余金の配当は、上記(9)の後、なお剰余があるときに、組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行うこと。

(11) 組合員の責任は、その出資額を限度とすること。

(12) 組合は、特定の政党のために利用してはならないこと。

### 三 法人格

組合は、法人とする。

## 第二 事業

### 一 原則

組合の行う事業は、働く意思のある者による就労の機会の自発的な創出を促進し、及び地域社会の活性化に寄与するものでなければならない。

### 二 事業運営の方針

組合は、毎事業年度、議会の議決により事業計画を定めなければならない。

### 三 組合員の意見の経営への反映

理事は、日常的に組合員の意見を聴いて、組合の経営に反映させるよう努めるものとする。

## 第三 組合員

### 一 組合員の資格

組合員たる資格を有する者は、個人であって次のいずれかに該当する者とする。

(1) 組合の事業に従事する者

(2) 組合の事業に従事しようとする者のうち、組合が認めた者

### 二 脱退

1 組合員は、90日前までに予告し、その期日において脱退することができる。

2 組合員は、次の事由によって脱退する。

(1) 組合員たる資格の喪失

(2) 死亡

(3) 除名

### 三 出資

- 1 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。
- 2 出資一口の金額は、均一でなければならない。
- 3 組合員の責任は、その出資額を限度とする。
- 4 脱退した組合員は、定款の定めるところにより、その払込済出資額の全部又は一部の払い戻しを請求することができる。

### 四 議決権及び選挙権

組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等とする。

## 第四 設立

### 一 発起人

組合を設立するには、その組合員になろうとする3人以上の者が発起人になることを要する。

### 二 設立の方式

設立については、準則主義による。

## 第五 管理

### 一 定款

定款に関する所要に規定を整備する。

### 二 役員等

- 1 組合に、役員として理事及び監事を置く。
- 2 理事の定数は、3人以上とし、監事の定数は、1人以上とする。
- 3 役員の選任及び解任は総会の決議を必要とする。
- 4 理事は、組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときには、理事の定数の3分の1以内に限り、組合員でない者のうちから、選挙することができる。
- 5 組合員の総数が1,000人を超える組合は、1人以上の外部監事を置く。
- 6 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従うものとする。
- 7 理事の任期は、2年以内において定款で定める期間とし、監事の任期は、4年以内において定款で定める期間とする。
- 8 組合に、全ての理事で組織する理事会を置く。

- 9 理事会は、理事の中から代表理事を選出する。
- 10 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。
- 11 その他の役員に関する所要の規定を整備する。
- 12 1及び2にかかわらず、組合員の総数が20人以下の組合は、定款の定めるところにより、監事に代えて、全ての組合員(理事である組合員を除く。)をもって組織する監査会を置くことができる。
- 13 監査会及び監査会員に関する所要の規定を整備する。

### 三 総会等

- 1 就業規則の作成・変更、労使協定の締結等がなされた場合には、理事は、当該就業規則等の内容を総会に報告しなければならない。
- 2 その他の総会に関する所要の規定を整備する。
- 3 組合員の総数が200人を超える組合は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

### 四 会計

- 1 組合は、毎事業年度の剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てる。
- 2 組合は、その事業規模又は事業活動の拡大を通じた就労の機会の創出を図るために必要な費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を就労創出等積立金として積み立てる。
- 3 組合は、組合員の組合事業に関する知識の向上を図るために必要な費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を教育繰越金として翌事業年度に繰り越す。
- 4 組合は、損失をてん補し、1の準備金及び2の積立金並びに3の繰越金を控除した後でなければ剰余金の配当をしてはならない。
- 5 剰余金の配当は、組合員が組合の事業に従事した程度に応じてしなければならない。

## 第六 連合会

### 一 法人格

労働者協同組合連合会(以下「連合会」という。)は、法人とする。

### 二 事業

連合会は、定款の定めるところにより、会員たる組合の指導、連絡及び調整に関する事業を行うことができる。

### 三 会員

連合会の会員たる資格を有する者は、組合又は連合会であって定款で定めるものとする。

### 四 設立

- 1 連合会の設立については、準則主義とする。
- 2 連合会を設立するには、その会員になろうとする2以上の組合が発起人となることを要する。

### 五 役員

- 1 連合会に、役員として理事及び監事を置く。
- 2 理事の定数は5人以上、監事の定数は2人以上とする。
- 3 連合会に、理事会を置く。

### 第七 行政庁による監督

行政庁による報告徴収等の監督に関する所要の規定を整備する。

### 第八 施行期日等

- 1 この法律は、〇〇〇から施行する。
- 2 企業組合又はNPO法人から組合への移行に関する規定を設ける。
- 3 その他所要の規定の整備を行う。